

# 山梨県立笛吹高等学校 いじめ防止基本方針【抜粋】

2019年4月  
(改定) 2024年4月

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法第2条〉

## 基本的な考え方

本校では、全ての教職員が「いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ること」を認識し、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。あらゆる教育活動を通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることで「いじめを生まない土壌」を形成し、未然防止に努めます。また、学校、家庭、地域と一体となって継続性を持ち、早期発見・早期対応に取り組みます。

## いじめ対策の組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを行う必要があります。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行います。また、組織が有効に機能しているかについて、「拡大いじめ対策委員会」にて点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開します。

### ①いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、保健主事、各学年主任、養護教諭、生徒指導副主任。必要に応じ関係する職員を加える。

### ②拡大いじめ対策委員会の構成員

いじめ対策委員会構成員に学校運営協議会委員の中から選出されたメンバー、スクールカウンセラー等、事案に応じて加える。

## いじめ問題への具体的な対策計画

本校では、法の定める組織的対応を実践します。当該学年を中心とした複数人の教員で情報を共有し対応を検討します。疑わしい事例も含め、全案件に対し組織的に対応します。早期発見、早期対応への手立ては以下の通りです。

### ①いじめ対策委員会の実施計画

原則、毎月末の金曜日、年間10回を年間行事予定に設定。緊急性のある案件は即実施。

### ②拡大いじめ対策委員会

原則、学校運営協議会開催時に実施し、点検・評価・改善を行う。また、必要時は、臨時招集にて即時対応する。

### ③いじめアンケートの実施

年間3回（6月、10月、2月）実施する。記名方式、保護者認識確認、回答しやすい内容の工夫のために毎年見直す。内容にかかわらず、申し出に対しては速やかに個人面談等内容の確認を行い、生徒の気持ちに寄り添いつつ保護者との連携を図る。

#### ④いじめ対策に特化した学年会議

毎月行われる定例の学年会議とは別に、アンケート実施に合わせていじめ問題に特化した学年会議を学期に1回実施。情報の共有、対策について検討する。

#### ⑤その他の対策

毎週金曜日に校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、進路指導主事、農場長、各学年主任により、情報共有を実施する。様々な諸問題、生徒の日頃の様子等の情報交換を行い、いじめについての未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、担任は生徒の日頃の変化に注意し、積極的な個人面談を行い実態把握に努める。

#### ⑥重大事態発生への対応

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

1. 重大事態の発生を教育委員会（高校教育課長）に報告する。
2. 調査を「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。
3. 調査結果について、県教育委員会に報告するとともに、いじめられた生徒・保護者に情報を適切に提供する。

以上、「いじめ防止対策推進法」を踏まえた国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、ならびに「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」のもと、真摯に取り組みます。特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応します。

#### ◆いじめは見えにくい

いじめは大人の見えないところで行われている。

いじめは大人目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- (1) 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。 《時間と場所》
- (2) 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。 《カモフラージュ》
- (3) いじめられている本人からの訴えは少ない。 《本人の心理》
  - ①親に心配をかけたくない
  - ②いじめられる自分はダメな人間だ
  - ③訴えても大人は信用できない
  - ④訴えたらその仕返しが怖い
- (4) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭において、携帯電話やネットの使用方法等の面で、従前に比べて変化が見られる場合（例：通知音があっても確認しようとしな）など、『ネット上のいじめ』に関して子どもが発する危険信号に十分留意してもらい、気になる兆候は学校にも連絡してもらおうなど、保護者との連携を図れるような体制を整える。

#### ◆いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる（お金等を要求される）。
- ⑥金品（大切なもの）を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（ネットワークの利用）等で、誹謗中傷や無断画像アップなど、嫌なことをされる。